

電気料金の入金遅延による延滞利息発生

電気料金のお金が、納期限後の入金となって延滞利息が発生しました。
このような事態を招いたことをお詫び申し上げますとともに、今後、早期の支払いを徹底し再発防止に努めます。

◆延滞利息の額

- ・ 3月電気料金（10,150,689円）分 1,675円
- ・ 4月電気料金（9,138,817円）分 13,194円
- ・ 合 計 14,869円

◆経緯

- 4月26日 納付書により3月分電気料金を納付（5月1日納期）
- 5月31日 納付書により4月分電気料金を納付（5月31日納期）
- 6月6日 3月分電気料金の延滞利息発生を電力会社のウェブサイトを確認
- 7月6日 4月分電気料金の延滞利息発生を電話で確認

◆原因

この電気料金の納付書については、納付済通知書が相手方の口座のある金融機関に渡ってはじめて入金される。全国の手形交換所が廃止され、納付済通知書の受け渡しに日数がかかるようになったことに気付かず、従来の取扱いと同様に納付した結果、納期限後の入金となって延滞利息が発生した。

◆対応状況

3月分の電気料金の延滞利息については6月6日に金額を確認したので、6月26日に納付した。4月分の電気料金の延滞利息については7月6日に金額を確認したので、速やかに支払い手続きを行う。

◆今後の対応

請求書受領後直ちに支払い手続きを行うよう職員に周知し、遅くとも金融機関の営業日で5日前までに納付する。

《メディアの方へ》

- 取材をお願いします。
- 事前告知をお願いします。
- 資料
- 情報提供をします。

《発表種別》

- 記者会見発表資料
- 記者会見情報提供資料
- 随時

《問い合わせ先》

所属名 会計課
連絡先 053-576-4535
担当者 三浦